資料2-3

「イソフェンホス」の食品安全基本法第 24 条第 1 項第 5 号及び第 2 項の規定に基づく食品健康影響評価の依頼について

１　経緯

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、飼料中の農薬の残留基準のうち、平成 18 年に設定した基準値（いわゆる暫定基準）については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 3 号に該当することから、順次、暫定基準を設定した農薬の食品健康影響評価を、食品安全委員会に依頼することとされている。

今般、イソフェンホスについて、国内及び我が国への主要な飼料輸出国において使用されていないことから、現行の基準値を削除することについて、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 5 号及び第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会に意見を聴取するものである。

２　登録及び基準値設定状況

国内においては、昭和 61 年 4 月に農薬登録され、平成 16 年 4 月に登録失効している。飼料中の基準値について、暫定基準値としてとうもろこしに 0.02 mg/kg を設定している。

海外においては、我が国への飼料の主要な輸出国のカナダ、米国、豪州でイソフェンホスの基準値及び使用の登録はない。また、Codex 基準も設定されていない。

なお、令和 8 年 2 月 25 日、イソフェンホスの食品中の残留基準値を削除することについて、食品安全委員会から内閣総理大臣に対して、「当該品目が国外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用される可能性は低いと考えられ、かつ当該品目が国内において農作物及び対象動物に使用されず、かつ当該品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されないことに基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量を超えないようより厳しいリスク管理措置がとられることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる」と回答されたこと等を踏まえ、食品中に設定されている全ての農産物等の基準値が削除され、一律基準（0.01 ppm）が適用される予定である。

3　モニタリング結果

FAMIC において、平成 17 年度から令和 6 年度まで（20 年間）で、計 602 件の国内外の飼料用とうもろこし（種子）を検査※1

→全て検出限界（0.02 mg/kg）未満

※1　検査結果は、イソフェンホス及びその代謝物であるイソフェンホスオキソンをイソフェンホス含量に換算した値と合算して算出。

4　家畜残留試験

家畜残留試験の結果は以下のとおり。

表 1　乳牛を用いた乳汁への移行試験結果（混餌）

単位：mg/kg

ｲｿﾌｪﾝﾎｽ給与濃度	残留試験結果 (給与期間 21 日)(n=3)
1	<0.02 (全ての乳汁サンプル)
食衛法	0.01

・検出限界：0.02 mg/kg
・乳汁を給与開始前日、給与 1、3、5、7、14、21 日目及び給与終了後 1、3、7 日目に採取
・出典：平成 13 年度飼料の安全性確認調査委託事業

表 2　豚を用いた飼養試験結果（混餌）

単位：mg/kg

ｲｿﾌｪﾝﾎｽ給与濃度	残留試験結果(給与期間 28 日)(n=3)					
	筋肉		脂肪		肝臓	
	ｲｿﾌｪﾝﾎｽ	ｲｿﾌｪﾝﾎｽ ｵｷｿﾝ	ｲｿﾌｪﾝﾎｽ	ｲｿﾌｪﾝﾎｽ ｵｷｿﾝ	ｲｿﾌｪﾝﾎｽ	ｲｿﾌｪﾝﾎｽ ｵｷｿﾝ
0	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02
0.2	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02
1	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02
5	<0.01	<0.02	0.03±0.03	<0.02	<0.01	<0.02
20	<0.01	<0.02	0.12±0.03	<0.02	<0.01~ 0.01	<0.02
食衛法 (一律基準)	0.01		0.01		0.01	

・検出限界：イソフェンホス 0.01 mg/kg、イソフェンホスオキソン 0.02 mg/kg
・値は n=3 の平均値±標準偏差
・出典：平成 7 年度有害物質等残留防止緊急対策事業

表３　肉用鶏（卵のみ採卵鶏）を用いた飼養試験結果（混餌）

単位：mg/kg

ｲｿﾌｪﾝﾎｽ給与濃度	残留試験結果(n=3)							
	筋肉		脂肪		肝臓		卵黄	
	ｲｿﾌｪﾝﾎｽ	ｲｿﾌｪﾝﾎｽｵｷｿﾝ	ｲｿﾌｪﾝﾎｽ	ｲｿﾌｪﾝﾎｽｵｷｿﾝ	ｲｿﾌｪﾝﾎｽ	ｲｿﾌｪﾝﾎｽｵｷｿﾝ	ｲｿﾌｪﾝﾎｽ	ｲｿﾌｪﾝﾎｽｵｷｿﾝ
0	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02
0.2	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02
1	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02
5	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02
20	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02	<0.01	<0.02
食衛法	0.01 (一律基準)		0.01 (一律基準)		0.01 (一律基準)		0.02(卵)	

・検出限界：イソフェンホス 0.01 mg/kg、イソフェンホスオキソン 0.02 mg/kg
・給与期間：肉用鶏 56 日、採卵鶏 28 日、卵の採取日：28 日目
・出典：平成 7 年度有害物質等残留防止緊急対策事業

５　今後の方針

イソフェンホスは、日本において農薬登録が失効しており、主要な輸入先国にも農薬登録がないことから、国内外で主要飼料作物に使用されていない。また、飼料用とうもろこし（種子）に係るモニタリング検査において過去 20 年間検出事例はないことからも、イソフェンホスが飼料から検出される可能性は低く、現在の科学的知見に基づくと、飼料及び畜産物に残留するおそれは低いと考えられる。

なお、食品衛生法でも、農産物等の基準値は削除される予定である（一律基準：0.01 mg/kg）。

これらのことから、飼料中のイソフェンホスの基準値は削除することとする（国内外での主要な飼料作物への新たな適用や、新たな科学的知見が得られた際は適宜見直しを検討する。）。

また、当該基準値を削除した場合であっても、検査等においてイソフェンホスが検出された際には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 23 条の規定に基づき、必要に応じて、農業資材審議会の意見を聴いた上で、当該飼料の製造、販売、使用等を禁止する等、適切にリスク管理措置を実施する。

（基準値案）

飼料の原料	基準値(mg/kg) (規制対象物質：イソフェンホス及びイソフェンホスオキソン)	
	見直し前	見直し後
とうもろこし	0.02	削除